

白井市除染実施計画の見直しについて

1. 6. 除染等の措置の着手および完了予定時期の修正 ※P18

保育園等公共施設の除染は平成25年度も継続する必要があることから次のとおり修正する。

| 除染実施施設 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--|--------|--------|--------|
| 保育園・幼稚園 | | | |
| 小・中学校 | | | |
| 公園 子どもの遊び場 | | | |
| 文化センター（図書館、芝生広場） | | | |
| スポーツ施設（野球場、陸上競技場） | | | |
| 保健福祉センター・子ども発達センター 各センターの公民館・児童館（児童ルーム） 福祉センター（青少年女性センター）市道（通学路） | | | |
| 住宅 宅地 事業所 | | | |
| 他民間所有地 | | | |
| 山林等民間所有地 | | | |

| 除染実施施設 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--|--------|--------|--------|
| 保育園・幼稚園 | | | |
| 小・中学校 | | | |
| 公園 子どもの遊び場 | | | |
| 文化センター（図書館、芝生広場） | | | |
| スポーツ施設（野球場、陸上競技場） | | | |
| 保健福祉センター・子ども発達センター 各センターの公民館・児童館（児童ルーム） 福祉センター（青少年女性センター）市道（通学路） | | | |
| 住宅 宅地 事業所 | | | |
| 他民間所有地 | | | |
| 山林等民間所有地 | | | |

2. 7. 除染実施区域別の除染等の措置（具体的な除染措置内容）の修正

※P20・23

表5で枠外ただし書き事項を計画中に移動し（4）を追加する。

●上記に示す措置内容を講じ効果が確認できない場合は、さらに適切と思われる手法を検討し講じていくこととします。（この場合は、市独自の基準による手法を講じます。）



（4）除染等の措置を講じても効果が得られない場合の措置

表5に則した除染内容を講じても空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト未満にならない場合は、市独自の基準で、さらに適切と思われる手法を検討し、講じていきます。

平成25年度も継続する必要があることから次のとおり表5を修正する。

| 除染対象 | （市） （一部市町） | 具体的な除染措置内容 | | 具体的な除染措置内容 | |
|--|---------------|--|--------------------------------|---|--------------------------------|
| | | 平成24年の措置 | 平成25年の措置 | 平成24年の措置 | 平成25年の措置 |
| 保育園 幼稚園 小・中学校 公園 子どもの遊び場 文化センター （図書館、芝生広場） スポーツ施設 （野球場、陸上競技場） 保健福祉センター・子ども発達センター 各センターの公民館・児童館 （児童ルーム） 福祉センター （青少年女性センター） | 一部市町 | 校庭表土の除去・畜土等 砂場の砂の入れ替え 玄関・廊下等の清掃・拭取り・高圧洗浄・側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定 ※詳細は検討中 | | 校庭表土の除去・畜土等 砂場の砂の入れ替え 玄関・廊下等の清掃・拭取り・高圧洗浄・側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定 ※詳細は検討中 | |
| 上記以外の公共施設 | | 屋上・壁面・玄関・廊下等の清掃・拭取り 側溝・集水枡・雨どい等の清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定 ※詳細は検討中 | | 屋上・壁面・玄関・廊下等の清掃・拭取り 側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定 | |
| 市道（通学路） | | 歩道の洗浄・除草 側溝・集水枡の清掃・洗浄 落ち葉の除去 法面の除草 枝葉の剪定 ※詳細は検討中 | | 歩道の洗浄・除草 側溝・集水枡の清掃・洗浄 落ち葉の除去 法面の除草 枝葉の剪定 | |
| 住宅・宅地・事業所 | | 壁面等の清掃・拭取り 側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定 ※詳細は今後検討 | | 壁面等の清掃・拭取り 側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定 | |
| 山林 （生活圏隣接地） | | | 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定 ※詳細は今後検討 | | 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定 ※詳細は今後検討 |
| 国・県等が管理する土地 | | ※別途協議する。 | | | |
| 除染実施区域以外 | | ※詳細は今後検討 | | | |

3. 市民・事業者などによる除染等の措置との連携および活動支援の修正 ※P25

民間所有地の除染等の措置について市の支援制度を定めたことから次のとおり修正する。

1. 市民・事業者などによる除染等の措置との連携および活動支援

市内の除染区域の面積は広大であり、市だけで全てを行うには相当の期間を要することから、早期に効率的に市内の除染等の措置を行うためには、個人の住宅や事業所などの民間所有地については、所有者、施設管理者による除染等の措置の協力をお願いします。

また、民間所有地の除染等の措置に係る費用の助成などは、国の費用負担の仕組みが明確になっている部分もあることから、市の支援制度を早急に確立して市民と連携協力し除染等の措置を進めます。

1. 市民・事業者などによる除染等の措置との連携および活動支援

市内の除染区域の面積は広大であり、市だけで除染全てを行うには相当の期間を要することから、早期に効率的に市内の除染等の措置を行うためには、市民の理解と協力が不可欠です。

自治会や町会などが自ら地域の除染活動を行う場合は、市は必要な支援を行います。また、個人の住宅や事業所などの民間所有地については、「白井市戸建て住宅等除染事業実施要綱」に基づき、所有者、施設管理者などの合意を得ながら除染等の措置を進めます。